

# 石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金 運用要領

石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金交付要領の運用にあたっては、次により取り扱うものとする。

## 1 第2条関係

(1) 準備工程の分野とは、次の工程をいう。

- ・ 輪島塗・・・木地製造、下地塗り工程
- ・ 山中漆器・・・木地製造、塗り工程
- ・ 金沢漆器・・・木地製造、塗り工程
- ・ 九谷焼・・・素地（ろくろ成型）工程
- ・ 加賀友禅・・・糊置き、型づけ、引染、染色補正、紋入れ、整理工程
- ・ 金箔箔・・・金箔縁づけ
- ・ 金沢仏壇・・・木地製造、宮殿製造、箔彫、木地彫、金具製造工程
- ・ 七尾仏壇・・・木地造り、中立造り、彫刻、金具製造工程
- ・ 牛首紬・・・織物下ごしらえ、製糸工程
- ・ 加賀繻・・・繻工程

(2) 石川県指定伝統工芸品とは、次の品目をいう。

和紙、美川仏壇、桐工芸、檜細工、珠洲焼、加賀毛針

(3) 稀少伝統工芸品とは、次の品目をいう。

大樋焼、加賀竿、加賀獅子頭、加賀象嵌、加賀提灯、加賀水引細工、金沢表具、金沢和傘、郷土玩具、琴、三弦、太鼓、竹細工、茶の湯釜、鶴来打刃物、手捺染型彫刻、銅鑼、七尾和ろうそく、能登上布、能登花火

(4) 「後継者が著しく不足している」とは、次の状態にあることを言う。

- ・ その準備工程分野、又は石川県指定伝統工芸品並びに稀少伝統工芸品の製造に従事している者が5人以下であること。
- ・ その他知事が、後継者が著しく不足していると認める状態であること。

## 2 第3条関係

(1) 助成金を交付する際には、助成金の受給者（以下「受給者」という。）が助成金の対象となる伝統的工芸品の製造に従事していることを確認するものとする。

(2) (1) の確認は、次のいずれかの者によって行うものとする。

- ア 受給者が製造する伝統的工芸品の産地組合の理事長
- イ 受給者が所属する事業所の長（アの産地組合がない場合に限る）
- ウ ア又はイの者が当該受給者である場合は、別途、協議して定めた者

## 3 第4条関係

(1) 知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア 申請者の履歴書（別記様式第2）

イ 実施計画書（別記様式第3）

ウ 誓約書（別記様式第4）

エ 石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金交付対象者推薦書（別記様式第5）

#### 4 第5条関係

同一年度内において、同様の趣旨の事業等の適用を受けた者については、この制度による交付決定はしないものとする。

#### 附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。